**別紙様式５－２**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学　長 | 理　事 | 研究・社会連携課 | 確　　　認 |
|  |  |  | □ 問題なし□ 手続要 | No. |
| 平成　年　月　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 部局長 | 部局担当 |
|  |  |

安全保障輸出管理チェックシート（外国人留学生用）

年　　月　　日

学　　長　殿

届出者（指導教員）：(所属)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(職名)

(氏名)　　　　　　　　　　　　㊞

外国人留学生の受入れにあたって、次の確認をしましたので届出いたします。

≪外国人留学生の概要≫

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　名 |  |
| 国　　　　籍 |  |
| 本国における所属機関等 |  |
| 受入部局 | 学部　　　　　　　学科　　　　　　学年 |

設問１．外国ユーザリストに掲載されている組織の人物ですか？

　①　□ 掲載されている

②　□ 掲載されていない

設問２．懸念国（北朝鮮，イラン，イラク）出身の人物ですか？

　①　□ 懸念国出身である

②　□ 懸念国出身ではない

設問３．本学又は国内企業等と雇用関係はありますか？

① □ ある → 雇用関係がある場合は、このチェックシートに身分証明証(社員証)等の写を添付のうえ、提出して下さい。ここで終わりです。

②　□ ない → 設問４に進んでください。

設問４．雇用関係がない場合，来日後の経過期間等について

①　□ 来日６ケ月を経過 → ６ケ月を経過している場合は、入国年月日等が確認出来る書類の写しを添付のうえ、このチェックシートを提出して下さい。

ここで終わりです。

②　□ 来日６ケ月未満　 → 設問５に進んでください。

設問５．外国人留学生への教授（技術の提供）において「武器及び核兵器等の開発等に関与するもの」がありますか？

①　□ ない → このチェックシートを提出して下さい。ここで終わりです。

②　□ ある → 設問６に進んでください。

③　□ 資料の提供を求められたら行う → 設問６に進んでください。

設問６．外国人留学生への教授（技術）内容が下記の適用除外項目に該当しますか？

　①　□ 該当する（該当項目：　　　　　　　　　　　）

※　該当項目③以外は、このチェックシートを提出して下さい。ここで終わりです。

※　該当項目が③「基礎科学分野の研究活動」である場合は、様式７を作成し、この

チェックシートに添付のうえ、提出して下さい。ここで終わりです。

|  |
| --- |
| 輸出管理適用除外項目①無償の経済協力等に関する二国間協定等※に基づいた場合※ODAなどの政府間協定を確認【問合せ先：経済産業省安全保障貿易管理課 TEL 03-3501-2800】②公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために該当技術を提供する場合で以下のものア．新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する場合　イ．学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する場合　ウ．工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術を提供する場合　エ．ソースコードが公開されているプログラムを提供する場合　オ．学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする場合③基礎科学分野の研究活動において技術を提供する場合ここでいう「基礎科学分野の研究活動」とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。産学連携共同研究などでは、研究が特定の製品への応用を目的としているケースもあり、この例外に該当しない場合があることに注意する必要がある。④工業所有権の出願又は登録を行うため、当該出願又は登録に必要最小限の技術を提供する場合⑤貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの場合⑥プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの場合⑦市販のプログラムに関する場合 |

　②　□ 該当しない

|  |
| --- |
| ※教授（技術）内容，提供資料の内容を記載してください。 |

※　記入が終わりましたら，部局長を経由の上，研究・社会連携課に提出してください。